

報道関係各位

令和2年11月6日発表

【照会先】

労働基準部監督課賃金室

室長 長野 智幸

室長補佐 諏訪田 浩

電話：092(411)4578

 [午後5時15分以降
092(411)4551]

福岡県特定最低賃金額改定

～ 製鉄業など3産業の特定最低賃金について引上げが決定～

福岡労働局（局長 ふじえだ しげる 藤枝 茂）は、福岡県最低賃金額の改定（時間額842円、1円引上げ）に引き続き、12月10日（木）から次のとおり、県内3産業の特定最低賃金額を改定します。

最低賃金名	時間額	引上額（率）	効力発生日
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	976円	1円 (0.10%)	令和2年 12月10日
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	927円	1円 (0.11%)	
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金	941円	1円 (0.11%)	
福岡県最低賃金	842円	1円 (0.12%)	令和2年 10月1日

なお、福岡県特定最低賃金には、上記3産業にかかる特定最低賃金のほか、「福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金」及び「福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金」が設定

されていますが、これら2産業にかかる特定最低賃金については、本年度の改定はされません。

【本年度改定されない福岡県特定最低賃金（2産業）】

最低賃金名	時間額	引上額（率）	効力発生日
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金	944円	0円 (%)	令和元年 12月10日 ()
福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金	889円	0円 (%)	

令和元年12月10日に生じた効力が、令和2年12月10日以降も継続することになります。

【特定最低賃金制度の概要・審議経過など】

- 地域別最低賃金（＝福岡県最低賃金）が賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして位置付けられ、福岡県内の事業所で働く全ての労働者に適用されるのに対し、特定最低賃金は、県内の当該産業の事業所で働く労働者（ ）に適用されるもので、当該産業の労働者の労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準が高い最低賃金を必要とする場合に、労使の申出によって設定又は改正されるものです。
- 福岡県内には現在、5種の産業について特定最低賃金が設定されています。
本年度は5産業のうち、すべての産業について労働者を代表する者から改正の申出がなされ、福岡労働局長は8月18日、福岡地方最低賃金審議会（会長 有田謙司）に対して、福岡県特定最低賃金の改正決定にかかる諮問を行いました。
- 諮問を受け、福岡地方最低賃金審議会は5産業それぞれに専門部会を設置し、9月17日から10月12日にかけて、慎重に調査審議を重ね、各特定最低賃金にかかる審議結果を福岡労働局長に答申しました。
- 各専門部会及び本審では、現下の経済・雇用情勢の下、労使代表委員の議論が交わされ、3産業において最低賃金額を上げる旨の改定答申がなされた一方で、2産業においては「改正決定は行わない」旨の答申がなされました。
- 今後、福岡労働局では、定められた福岡県特定最低賃金が遵守されるよう、経営者団体、労働組合、県市町村などを通じ、周知・広報に努めます。
併せて、最低賃金の引上げに向けた中小企業支援事業として、事業場規模100人以下に特化した「業務改善助成金（最大で上限額450万円）」についても周知・広報し、その利用促進に努めます。

()

【参考：各特定最低賃金の適用を受ける労働者数】

産 業	特定最低賃金適用労働者数
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	7,000 人
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	21,300 人
自動車（新車）小売業	9,600 人
輸送用機械器具製造業	23,000 人
百貨店，総合スーパー	15,400 人

以 上